

振込規定の一部改正について
(2 0 2 5 年 1 0 月 1 日 実 施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
1. (適用範囲) ～ (省略) 10. (通知・照会の連絡先) 11. (手数料) (1) (省略) (2) <u>依頼内容の変更および</u>組戻しの受付にあたっては、当会所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。</u> (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、<u>前項の</u>組戻手数料は返却しません。 (4) ～ (省略) (6) 12. (災害等による免責) ～ (省略) 15. (規定の変更等) 以上 (<u>2025</u> 年 <u>10</u> 月 1 日 現在)	1. (適用範囲) ～ (省略) 10. (通知・照会の連絡先) 11. (手数料) (1) (省略) (2) 組戻しの受付にあたっては、当会所定の<u>組戻</u>手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。 (4) ～ (省略) (6) 12. (災害等による免責) ～ (省略) 15. (規定の変更等) 以上 (<u>2020</u> 年 4 月 1 日 現在)